

令和 8 年第 2 回姫路市議会
定例会提出議案

〔 議案第 52 号～議案第 78 号 〕
〔 報告第 3 号～報告第 11 号 〕

目 次

ページ

議案第 52号	(仮称) 姫路市自治会加入促進条例審議会条例について……………	1
議案第 53号	姫路市市税条例の一部を改正する条例について……………	3
議案第 54号	姫路市地区市民センター条例の一部を改正する条例について……………	11
議案第 55号	姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について……………	13
議案第 56号	姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例について……………	14
議案第 57号	姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例について……………	15
議案第 58号	姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	17
議案第 59号	姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につ いて……………	25
議案第 60号	姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について……………	27
議案第 61号	姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の 要件を定める条例の一部を改正する条例について……………	31
議案第 62号	姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条 例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について……………	33
議案第 63号	姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例について……………	35
議案第 64号	姫路市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例について……………	36
議案第 65号	契約の締結について……………	37
議案第 66号	契約の締結について……………	38
議案第 67号	契約の締結について……………	39

議案第	68号	契約の締結について……………	40
議案第	69号	契約の締結について……………	41
議案第	70号	動産の購入について……………	42
議案第	71号	動産の購入について……………	43
議案第	72号	動産の購入について……………	44
議案第	73号	動産の購入について……………	45
議案第	74号	損害賠償額の決定について……………	46
議案第	75号	財産区管理委員の選任について……………	47
議案第	76号	議決更正について……………	50
議案第	77号	専決処分の承認について……………	51
議案第	78号	姫路市印鑑条例の一部を改正する条例について……………	57
報告第	3号	令和7年度歳出予算の経費の繰越しについて……………	59
報告第	4号	専決処分の報告について……………	74
報告第	5号	専決処分の報告について……………	77
報告第	6号	専決処分の報告について……………	78
報告第	7号	専決処分の報告について……………	79
報告第	8号	専決処分の報告について……………	80
報告第	9号	専決処分の報告について……………	81
報告第	10号	専決処分の報告について……………	82
報告第	11号	専決処分の報告について……………	83

議 案 第 52号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

(仮称) 姫路市自治会加入促進条例審議会条例について

(仮称) 姫路市自治会加入促進条例審議会条例を次のように制定する。

(仮称) 姫路市自治会加入促進条例審議会条例

(設置)

第1条 市長の附属機関として、(仮称) 姫路市自治会加入促進条例審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、及び審査し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 自治会の維持及び活動の活性化に係る基本理念に関する事項
- (2) (仮称) 姫路市自治会加入促進条例に規定すべき事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 姫路市連合自治会から推薦された者
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席した委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

(意見聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

議 案 第 53号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市市税条例の一部を改正する条例について

姫路市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市市税条例の一部を改正する条例

姫路市市税条例（昭和25年姫路市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第26条の6第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第28条の2第1項ただし書中「及び第28条の3の3第1項」を「並びに第28条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第28条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第28条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第35条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。

）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第28条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又

はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第42条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第8条の2中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第8条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第8条の4中「附則第19条の3第1項」の次に「、附則第19条の4第1項」を加え、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改める。

附則第10条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第11条の2中第8項を第16項とし、第3項から第7項までを8項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の8項を加える。

- 3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。

8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第18条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の3の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第25条の3第1項及び第2項並びに第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計

算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第25条の5の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第25条の5の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第26条の4第1項、第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第26条の4第1項、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第33条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第28条の2第1項ただし書、第28条の3の2及び第28条の3の3の改正規定並びに附則第8条の2及び第8条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第42条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (3) 第26条の6第2項の改正規定並びに附則第8条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）
、附則第10条の2の改正規定及び附則第18条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第8条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の3の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の姫路市市税条例（以下「令和9年1月新条例」という。）第28条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する令和9年1月新条例第28条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した前条第1号に掲げる規定による改正前の姫路市市税条例第28条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 令和9年1月新条例附則第8条の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる

同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の姫路市市税条例附則第8条の4の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 前条第3号に掲げる規定による改正後の姫路市市税条例附則第18条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う同号に掲げる規定による改正後の姫路市市税条例附則第18条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 前条第4号に掲げる規定による改正後の姫路市市税条例附則第19条の4の規定

は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の姫路市市税条例第42条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議 案 第 54号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市地区市民センター条例の一部を改正する条例について

姫路市地区市民センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市地区市民センター条例の一部を改正する条例

姫路市地区市民センター条例（昭和51年姫路市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の表その他のセンターの項中「が休日」を「が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）」に改める。

別表第1項第3号の表展示室の項を削り、同表第1和室の項中「第1和室」を「第4会議室」に、「400」を「600」に、「600」を「700」に、「1,400」を「1,900」に改め、同表第2和室の項中「第2和室」を「第5会議室」に、「900」を「700」に、「1,200」を「800」に、「3,000」を「2,200」に改め、同表第3和室の項中「第3和室」を「第1和室」に改め、同表第4和室の項中「第4和室」を「第2和室」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条の改正規定及び次項の規定 公布の日

(2) 附則第3項の規定 令和8年11月1日

（準備行為）

2 姫路市地区市民センター条例第26条第2項の規定による利用料金の承認（この

条例による改正後の別表第1項第3号の表に規定する第4会議室、第5会議室、第1和室及び第2和室に係るものに限る。)は、施行日前においても行うことができる。

- 3 姫路市地区市民センター条例第6条の規定による許可に係る手続その他の行為（この条例による改正後の別表第1項第3号の表に規定する第4会議室、第5会議室、第1和室及び第2和室に係るものに限る。）は、施行日前においても行うことができる。

議 案 第 55号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

姫路市福祉医療費助成条例（昭和48年姫路市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第4号中「附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 56号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように制定する。

姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成2
6年姫路市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「（兵庫県の区域に係る法第18条の2
9に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 57号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第28条第2号中「保育士」の次に「（兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）を含む。第32条第2項並びに第36条第1項及び第2項において同じ。）」を加える。

第36条に次の1項を加える。

- 3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては

、当該保育所の保育士（地域限定保育士を含み、附則第2条又は第4条の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第2条中「この条」の次に「及び附則第6条」を加え、「限って」を「限り」に改め、同条ただし書中「保育士」の次に「（第36条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項又は附則第4条の規定により保育士とみなされる者及び第36条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第5条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい」を「第36条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項」に改め、「保育士の数（」を削り、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

附則に次の1条を加える。

第6条 第36条第3項及び附則第2条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（第36条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 58号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年姫路市条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第52条」を「一第52条」に改める。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子

ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「及び第3項」を削り、「選考方法」の次に「及び同条第3項に規定する選考の方法」を加える。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「第27条の2第1項各号、」の次に「学校教育法第1条に規定する」を加え、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く）」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く）」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む）」を「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む）」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子ども

に該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く）」を「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く）」に改める。

第37条第1項中「第29条」を「第28条」に、「第32条」を「第28条」に、「第34条」を「第28条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「満3歳未満保育認定こども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第4項

中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項に規定する選考方法」を「前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「当該特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」を加え、「特定地域型保育の提供を」を「特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）の提供を」に改め、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「うち、」を「うち」に改め、「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「選考方法」

を「選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に改め、「第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」」の次に「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を、「この章（）」の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に改め、「以下この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを

含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子どもに」に改める。

第51条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43

条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附則第5条中「特定地域型保育事業者（）」の次に「満3歳以上限定保育事業者及び」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議 案 第 59号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を
定める条例（平成26年姫路市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中「園児」の次に「（法第14条第7項に規定する園児をいう。以下同じ。
）」を加える。

第8条第2項中「法第14条第7項に規定する」を削る。

第17条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第18条第1項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第3項
の表備考第1項中「第18条の18第1項の登録」を「第18条の18第3項に規定
する保育士登録又は兵庫県に区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限
定保育士登録」に、「において「登録」を「においてこれらを「登録」に改め、「指
導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同表備考に次の1項を加える。

3 第1項に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤
務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和2
2年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院におい
て、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した

者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第1項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第18条第5項第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則に次の2条を加える。

第7条 第18条第3項の表備考第3項及び前条の規定により第18条第3項の表備考第1項に定める者を特定理学療法士等又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等及び看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

第8条 第18条第3項の表備考第3項及び附則第6条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1項に定める者(同表備考第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、この条例による改正後の第17条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

議 案 第 60号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年姫路市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。））」を加え、同条第7項中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第19条中「の各号」を削り、同条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第24条第2項中「修了した保育士」の次に「（兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）を含む。第30条第1項及び第2項、第32条第1項及び第2項、第45条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項において同じ。））」を加える。

第28条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳

以上限定小規模保育事業を除く。) 」を加える。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(地域限定保育士を含み、附則第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(地域限定保育士を含み、附則第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなけれ

ばならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第36条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士を含み、附則第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けるこ

とができる体制を確保しなければならない。

第49条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する次号」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7項中「保育所等」を「保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に改める。

附則第9項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい」を「地域限定保育士を含み」に改め、「第30条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（」を「、」に、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第24条、第30条第3項から第5項まで、第32条第3項から第5項まで、第45条第3項から第5項まで及び第48条第3項から第5項までの改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議 案 第 6 1 号

令和 8 年 6 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例について

姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年姫路市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「35人」を「30人」に改める。

第6条第1項中「保育士」の次に「（兵庫県の区域に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という

。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第4項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第8項の表附則第4項の項の前に次のように加える。

第6条第5項	第6条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
--------	-----------------------------------	----------

附則中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 第6条第5項及び附則第7項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（第6条第5項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、この条例による改正後の第5条第4項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

議 案 第 6 2 号

令和 8 年 6 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の
一部を改正する条例の一部を改正する条例について

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の
一部を改正する条例の一部を改正する条例

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例（令和6年姫路市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第1条の規定による改正後の」を削る。

附則第5項中「第4条の規定による改正後の」を削り、同項を附則第8項とし、同
項の前に次の1項を加える。

7 令和10年4月1日以後における前項の適用については、同項中「第30条第2
項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及
び第4号並びに第48条第2項第3号及び第4号」とあるのは「第30条第2項第
4号、第32条第2項第4号、第45条第2項第4号及び第48条第2項第4号」
と、「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「25人」と、「
30人」とあるのは「、30人」とする。

附則第4項中「第3条の規定による改正後の」を削り、同項を附則第6項とし、同
項の前に次の1項を加える。

5 令和10年4月1日以後における前項の適用については、「第18条第3項第3
号の表（1）の項及び（2）の項」とあるのは「第18条第3項第3号の表（1）

の項」と、「同表（１）の項中「２５人」とあるのは「３０人」と、同表（２）の項中「１５人」とあるのは「２０人」とあるのは「同項中「２５人」とあるのは「３０人」と、「同表（１）の項及び（２）の項」とあるのは「同項」とする。

附則第３項中「第２条の規定による改正後の」を削り、同項を附則第４項とし、附則第２項の次に次の１項を加える。

３ 令和１０年４月１日以後における前項の適用については、同項中「１５人」とあるのは「２０人」と、「２５人」とあるのは「２５人」と、「「３０人」とあるのは「、「３０人」とする。

附則に次の１項を加える。

９ 令和１０年４月１日以後における前項の適用については、同項中「１５人」とあるのは「２０人」と、「２５人」とあるのは「２５人」と、「「３０人」とあるのは「、「３０人」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 63号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年姫路市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「保育士」の次に「（兵庫県のある区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 64号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

姫路市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年姫路市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第6号中「2,700円」を「3,900円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第2項第6号の規定は、令和8年4月1日以後に従事した業務に係る教員特殊業務手当の支給について適用する。

（手当の内払）

- 3 この条例による改正後の第3条第2項第6号の規定を適用する場合には、この条例による改正前の姫路市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第3条の規定に基づき支給された教員特殊業務手当は、この条例による改正後の姫路市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第3条の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

議 案 第 65号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

市川美化センター燃焼ガス冷却設備等整備工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	市川美化センター燃焼ガス冷却設備等整備工事
工 事 場 所	姫路市東郷町1451番地3
工 期	令和9年5月31日限り
契 約 金 額	803,000,000円
契 約 の 方 法	随意契約
契約の相手方	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 代表取締役 澤本 嘉正 代理人 大阪府大阪市西区土佐堀一丁目3番20号 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社関西支店 支店長 小倉 智治

議 案 第 66号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

「（仮称）道の駅姫路」整備及び運営事業に係る建設工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	「（仮称）道の駅姫路」整備及び運営事業に係る建設工事
工 事 場 所	姫路市飾東町豊国地内
工 期	令和11年3月30日限り
契 約 金 額	3,807,430,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	ノバック・平錦共同企業体 代表者 姫路市北条一丁目92番地 株式会社ノバック 代表取締役 大谷 敏博 構成員 姫路市下寺町101番地 平錦建設株式会社 代表取締役 勝間 功雄

議 案 第 67号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

手柄山平和公園駐車場精算機改修等工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	手柄山平和公園駐車場精算機改修等工事
工 事 場 所	姫路市延末130番地1外
工 期	令和9年12月14日限り
契 約 金 額	242,000,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	姫路市西庄甲155番地1 株式会社イトデンエンジニアリング 代表取締役 伊藤 茂男

議 案 第 68号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立城北小学校屋内運動場長寿命化改修工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立城北小学校屋内運動場長寿命化改修工事
工 事 場 所	姫路市伊伝居600番地2
工 期	令和9年3月15日限り
契 約 金 額	312,400,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	姫路市土山二丁目13番17号 株式会社原田工務店 代表取締役 原田 健吾

議 案 第 69号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立大津小学校屋内運動場長寿命化改修工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立大津小学校屋内運動場長寿命化改修工事
工 事 場 所	姫路市大津区天満1001番地4
工 期	令和9年3月15日限り
契 約 金 額	447,700,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	姫路市網干区新在家1261番地の12 株式会社ハマダ 代表取締役 帽田 泰輔

議 案 第 70号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

動産の購入について

下記の動産を購入したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条の規定により提出する。

記

購 入 物 件	普通消防ポンプ自動車（CD-1型）（5台）
購 入 金 額	107,140,000円
納 入 期 限	令和10年3月24日
購 入 先	姫路市豊富町豊富3143番地1 株式会社藤井ポンプ製作所 代表取締役 横田 浩之

議 案 第 7 1 号

令和 8 年 6 月 3 日

姫路市長 清 元 秀 泰

動産の購入について

下記の動産を購入したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条の規定により提出する。

記

購 入 物 件	小型水槽付消防ポンプ自動車
購 入 金 額	63,239,000円
納 入 期 限	令和10年3月22日
購 入 先	姫路市豊富町豊富3143番地1 株式会社藤井ポンプ製作所 代表取締役 横田 浩之

議 案 第 72号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

動産の購入について

下記の動産を購入したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条の規定により提出する。

記

購 入 物 件	救急車（3台）
購 入 金 額	110,540,320円
納 入 期 限	令和9年3月26日
購 入 先	神戸市中央区磯辺通四丁目2番12号 兵庫トヨタ自動車株式会社 代表取締役 瀧川 高章 代理人 神戸市須磨区大池町3丁目1番1号 兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所 特販営業所長 中井 立周

議 案 第 73号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

動産の購入について

下記の動産を購入したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条の規定により提出する。

記

購 入 物 件	個人用防火装備
購 入 金 額	203,396,270円
納 入 期 限	令和9年3月26日
購 入 先	大阪府摂津市鳥飼銘木町15番21号 株式会社ピーシー販売 代表取締役 堀本 和幸

議 案 第 74号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

損害賠償額の決定について

次のとおり交通事故に係る損害賠償額を決定したい。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により提出する。

事 件 区 分	交通事故
相手方及び 損害賠償額	相手方1 1,719,427円 相手方2 986,016円
事件の概要	令和7年3月18日14時20分頃、姫路市御立中七丁目1000番1地先の本市が管理する里道と県道姫路環状線の交差点において、本市軽貨物自動車が、相手方1が運転する相手方2の軽乗用自動車に衝突し、相手方1を負傷させるとともに、当該車両に損害を与えたもの

議 案 第 75号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

財産区管理委員の選任について

飾東財産区管理委員として下記の者を選任したいので、議会の同意を得たい。

姫路市財産区管理会条例（昭和38年姫路市条例第32号）第3条第1項の規定により提出する。

記

松 尾 富 昭

大 西 泰 仁

加 藤 和 士

加 藤 久 明

高 須 稔

松 尾 俊 彦

清 瀬 純 優

議 案 第 76号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

令和7年12月19日議案第151号にて議決を得た坊勢漁港（亀岩地区）亀岩一
2.0m物揚場D外地盤改良工事請負契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正
したい。

記

「250,547,000円」を「261,895,269円」に更正する。

議 案 第 77号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の承認について

姫路市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、承認を得たい。

地方自治法第179条第3項の規定により提出する。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により緊急を要するため、次のことについて専決処分する。

記

姫路市市税条例の一部を改正する条例について

姫路市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市市税条例の一部を改正する条例

姫路市市税条例（昭和25年姫路市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第12条第1項中「、第65条の7第1項」を削り、同項第2号及び第3号中「第65条の7第1項の申告書、」を削る。

第25条の3第4項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第65条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第65条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第65条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第65条の2第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及

び第4項を削る。

第65条の4から第65条の9までを削る。

第66条の見出し、第67条（見出しを含む。）、第68条（見出しを含む。）及び第68条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第70条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第71条の見出し及び第73条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第74条第2項中「第65条第3項ただし書」を「第65条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第8項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第8条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第8条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第8条の3の2第1項」を「附則第8条の3第1項」に改め、同条を附則第8条の3とする。

附則第9条第2項中「、附則第8条の3の2第1項」を削る。

附則第11条の2中第3項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第16項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第17項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第18項を第7項とし、第19項を第8項とする。

附則第11条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項を削る。

附則第14条の3から第14条の7までを削る。

附則第15条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第15条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条第3項第2号、附則第18条第3項第2号、附則第19条第5項第2号、附則第19条の2第2項第2号及び附則第20条第2項第2号中「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」を「及び附則第8条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「並びに附則第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項」を「及び附則第8条の3第1項」に改める。

附則第23条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23

項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第31条第3項第2号中「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」を「及び附則第8条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の姫路市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び附則第4条において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和

8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(姫路市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 姫路市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年姫路市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「の種別割」を削る。

議 案 第 78号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市印鑑条例の一部を改正する条例について

姫路市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市印鑑条例の一部を改正する条例

姫路市印鑑条例（昭和45年姫路市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「以下同じ。）の」を「）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（以下これらを「個人番号カード等」という。）の」に、「個人番号カードに」を「個人番号カード等に」に改める。

第14条第4項及び第15条第1号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報 告 第 3 号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

令和7年度歳出予算の経費の繰越しについて

令和7年度歳出予算の経費を別紙のとおり翌年度へ繰り越して使用するのので、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和7年度姫路市繰越明許費

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
15 総務費	10 総務管理費	支所等整備事業費 施設整備費	3,114,000	3,114,000
		財産管理諸経費	42,914,000	42,914,000
	15 企画費	地域公共交通運営経費	241,156,000	241,156,000
	25 戸籍住民登録費	窓口機器運用費	16,034,000	16,033,600
	45 市民活動費	地区市民センター施設整備費	142,137,000	142,137,000
		姫路キャスパホール管理費	30,000,000	29,403,000
20 民生費	15 障害者福祉費	障害者福祉施設等整備助成事業費	234,900,000	234,900,000
	20 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業費	42,231,000	20,165,000
		地域子育て支援拠点事業費 管理運営費	8,651,000	8,651,000
	25 老人福祉費	高齢者交流施設整備事業費	100,849,000	100,849,000
		老人福祉施設等整備助成事業費	49,712,000	49,712,000
		高齢者保健福祉センター費 整備事業費	44,880,000	44,880,000
25 衛生費	15 衛生費	環境政策事務費	570,000,000	570,000,000
	20 清掃費	新美化センター費 整備事業費	20,175,000	4,161,000
30 労働費	15 労働諸費	勤労福祉施設整備事業費	23,375,000	23,375,000
35 農林水産業費	10 農水産費	はやしだ交流センター設備充実費	11,500,000	10,340,000
		強い水産業づくり推進事業費	87,780,000	87,780,000
		漁港施設防災対策事業費	257,144,000	252,564,000

繰越計算書

(単位 円)

既収入特定財源	左の財源内訳			一般財源
	国・県支出金	未収入特定財源 地方債	その他	
		2,800,000		314,000
				42,914,000
	100,000,000			141,156,000
	16,033,000			600
		127,900,000		14,237,000
				29,403,000
	156,600,000			78,300,000
	20,165,000			
		5,900,000		2,751,000
		79,800,000		21,049,000
1,949,000	47,763,000			
		44,800,000		80,000
	250,000,000			320,000,000
		3,700,000		461,000
		21,000,000		2,375,000
				10,340,000
	82,365,000			5,415,000
	158,201,000	75,900,000		18,463,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
		海岸保全施設整備事業費	8,860,000	8,860,000
	15 農林整備費	農村地域防災減災事業費	466,538,000	385,132,895
		市単独土地改良助成事業費	37,360,000	9,050,000
40 商工費	10 商工費	中小企業活力創造事業費	6,500,000	6,500,000
		産業デジタル化推進事業費	900,000,000	900,000,000
		中小企業人材養成事業費	8,000,000	8,000,000
		地場産業振興事業費	30,000,000	30,000,000
		ものづくり支援事業費	34,000,000	34,000,000
		物価高騰対策給付事業費	3,000,000,000	2,993,000,000
		トラック運送事業者燃料価格高騰対策事業費	12,400,000	12,400,000
	15 観光費	姫路観光コンベンション事業費	92,000,000	92,000,000
	25 姫路城費	姫路城管理費 整備事業費	117,000,000	117,000,000
45 土木費	15 道路橋りょう費	道路補修事業費 一般補修事業費	175,017,000	24,784,000
		国庫補助事業費 地方道整備事業費	35,761,000	35,761,000
		市単独事業費 幹線道路新設改良事業費	182,362,000	173,918,804
		市単独事業費 一般路線新設改良事業費	196,350,000	134,986,612
		市単独事業費 交差点改良事業費	71,238,000	11,202,394
		交通安全施設整備事業費 市単独交通安全施設新設改良事業費	95,614,000	76,003,458
		交通安全施設整備事業費 国庫補助自転車道整備事業費	13,470,000	8,156,000

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
	国・県支出金	地方債	その他	
	2,800,000	2,000,000		4,060,000
	353,392,239	24,500,000		7,240,656
				9,050,000
	1,000,000			5,500,000
	390,000,000			510,000,000
	4,000,000			4,000,000
	15,000,000			15,000,000
	17,000,000			17,000,000
	2,930,000,000			63,000,000
	5,000,000			7,400,000
	40,000,000			52,000,000
73,600,000		43,400,000		
				24,784,000
	17,880,500	16,000,000		1,880,500
		90,300,000	63,466,900	20,151,904
		98,300,000	24,490,184	12,196,428
		9,400,000		1,802,394
		56,500,000		19,503,458
	7,406,000	600,000		150,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
		交通安全施設整備事業費 自転車道整備事業費	4,830,000	3,325,664
		交通安全施設整備事業費 子どもの移動経路安全対策事業費	854,000	704,000
		都市交通システム整備事業費	640,286,000	631,286,000
		橋りょう補修事業費	115,746,000	61,163,000
20	河川港湾費	都市基盤河川改修事業費	160,000,000	158,519,759
		都市排水対策事業費	336,333,000	302,790,041
30	都市計画費	宅地造成及び特定盛土等規制法施行事務費	2,502,000	2,502,000
		街路事業費 地方街路整備事業費	1,113,420,000	1,048,853,071
		街路事業費 市単独事業費	117,696,000	108,208,708
32	姫路駅周辺整備費	姫路駅周辺土地区画整理事業費 整備事業費	38,400,000	31,839,409
		姫路駅南西地区土地区画整理事業費 整備事業費	6,800,000	2,970,000
		姫路駅周辺整備関連事業費	17,583,000	16,893,639
35	公園費	国庫補助事業費 手柄山平和公園整備事業費	2,284,200,000	2,284,200,000
38	姫路城跡費	城跡整備費 整備事業費	39,546,000	39,546,000
40	土地区画整理費	阿保土地区画整理事業費 整備事業費	514,065,000	292,243,801
		J R網干駅前土地区画整理事業費 整備事業費	63,783,000	53,932,013
		英賀保駅周辺地区事業補助金	41,000,000	41,000,000
		英賀保駅周辺踏切改良事業費	5,214,000	5,214,000
45	住宅費	空き家対策事業費	10,165,000	9,246,000

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
	国・県支出金	地方債	その他	
				3,325,664
				704,000
	176,473,000	263,300,000		191,513,000
	30,332,500	23,000,000		7,830,500
	96,000,000	47,400,000		15,119,759
		68,900,000		233,890,041
	1,251,000			1,251,000
	533,005,000	466,200,000		49,648,071
		93,200,000		15,008,708
	8,200,000	7,300,000		16,339,409
				2,970,000
	6,500,000	5,800,000		4,593,639
	1,140,900,000	1,140,700,000		2,600,000
39,546,000				
	15,742,000	248,600,000		27,901,801
	20,965,000	19,200,000		13,767,013
	12,000,000	21,600,000		7,400,000
				5,214,000
	4,623,000			4,623,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
		既設住宅改善事業費	26,000,000	25,065,000
		公営住宅建設事業費 単年度事業費	93,102,000	72,101,449
50	10	消防施設費		
消 防 費	消 防 費	庁舎整備事業費	111,604,000	111,603,599
		消防資器材整備事業費	818,000	818,000
		消防水利整備事業費	19,200,000	19,200,000
		災害対策事務費	3,311,000	3,311,000
55	10			
教 育 費	教 育 総 務 費	総合的な学習推進事業費	10,000,000	5,500,000
		小中一貫教育推進事業費	4,000,000	997,000
		学校給食運営経費	159,822,000	159,822,000
		北部学校給食センター運営経費	32,684,000	32,684,000
		南部学校給食センター運営経費	38,155,000	38,155,000
		夢前学校給食センター運営経費	7,422,000	7,422,000
		家島学校給食センター運営経費	973,000	973,000
	15	小学校費		
	小 学 校 費	校舎整備事業費	730,458,000	726,856,000
		小学校費 屋内運動場整備事業費	1,957,326,000	1,647,645,000
		小学校費 造成整備事業費	97,083,000	97,083,000
		小学校費 給食室整備事業費	73,547,000	73,547,000
	20	中学校費		
	中 学 校 費	校舎整備事業費	715,493,000	715,493,000
		中学校費 屋内運動場整備事業費	624,690,000	480,802,000

既収入特定財源	左 の 財 源 内 訳			一般財源
	未 収 入 特 定 財 源			
	国・県支出金	地方債	その他	
				25,065,000
	29,716,000			42,385,449
		90,200,000		21,403,599
	818,000			
		19,100,000		100,000
	1,655,000			1,656,000
				5,500,000
	997,000			
	159,822,000			
	32,684,000			
	38,155,000			
	7,422,000			
	917,000			56,000
	121,694,000	230,900,000	1,642,000	372,620,000
	197,236,000	1,357,300,000		93,109,000
	29,493,000	58,900,000		8,690,000
	4,881,000	8,000,000		60,666,000
	119,342,000	238,200,000		357,951,000
		480,200,000		602,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
		中学校費 造成整備事業費	91,905,000	91,905,000
		中学校費 格技場整備事業費	112,807,000	112,807,000
	25 高等学校費	高等学校費 屋内運動場整備事業費	128,244,000	122,398,000
	35 特別支援学校費	特別支援学校費 給食室整備事業費	53,000	53,000
	43 生涯学習振興費	公民館費 整備事業費	132,796,000	132,796,000
計			18,092,938,000	16,716,363,916

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
	国・県支出金	地方債	その他	
	19,486,000	38,900,000		33,519,000
	14,252,000	28,300,000		70,255,000
		122,200,000		198,000
	17,000			36,000
		121,100,000		11,696,000
115,095,000	7,439,184,239	5,901,300,000	89,599,084	3,171,185,593

令和7年度姫路市事故繰越し

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
50 消防費	10 消防費	災害対策 事務費	129,855,000		129,855,000	192,000
計			129,855,000		129,855,000	192,000

繰越計算書

(単位 円)

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
		国・県支出金	地方債	その他		
130,047,000	39,100,000	39,568,234	50,800,000		578,766	備品の納入に不測の日時を要したため
130,047,000	39,100,000	39,568,234	50,800,000		578,766	

令和7年度姫路市水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	新設拡張 事業費	705,582,000	432,406,803	33,352,000
		水道改良 事業費	7,428,617,000	3,371,327,722	3,086,093,000
計			8,134,199,000	3,803,734,525	3,119,445,000

令和7年度姫路市下水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道 整備事業費	11,165,032,000	3,181,396,825	6,189,074,000
2 コミュニティ・プラント事業 資本的支出	1 建設改良費	コミュニティ・プラント 整備事業費	120,289,000	88,364,928	8,250,000
3 集落排水事業 資本的支出	1 建設改良費	集落排水施設 整備事業費	154,166,000	63,719,236	75,512,000
計			11,439,487,000	3,333,480,989	6,272,836,000

予算繰越計算書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	留保資金等			
		33,352,000	239,823,197		関係機関との協議に日時を要したため
346,472,000		2,739,621,000	971,196,278		関係機関との協議に日時を要したため
346,472,000		2,772,973,000	1,211,019,475		

予算繰越計算書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	留保資金等			
2,575,079,000	3,358,400,000	255,595,000	1,794,561,175		関係機関との協議に日時を要したため
	6,100,000	2,150,000	23,674,072		関係機関との協議に日時を要したため
37,000,000	38,500,000	12,000	14,934,764		関係機関との協議に日時を要したため
2,612,079,000	3,403,000,000	257,757,000	1,833,170,011		

報 告 第 4 号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 3 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

記

訴えの提起について

- 1 事件名 家屋明渡し等請求事件
- 2 当事者 原告 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

代表者 市長 清元 秀泰

被告 別表1、別表2及び別表3に記載のとおり

3 事件の概要

別表1記載の者は、市営住宅の入居名義人であるが、度々の督促、催告にもかかわらず、長期にわたって市営住宅の家賃を滞納している。このため、令和7年12月31日限りで契約を解除し、明渡しを求めたが、これに応じないため訴えを提起するものである。

別表2記載の者は、市営住宅の入居名義人の同居者であるが、入居名義人が死亡

████████████████████ ██████████	██████ ██████████	██████████
------------------------------------	----------------------	------------

別表 3

被告の住所及び氏名	住 宅 名	備 考
████████████████████ ██████████	██████ ██████████	██████████

報 告 第 5 号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 4 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	道路事故
損 害 賠 償 額	16,680円
事 件 の 概 要	令和8年1月17日14時30分頃、姫路市広畑区小松町二丁目1番2地先の市道広畑13号線において、相手方が同市道内の水路上のコンクリート床版の開口部に架けられた鉄板の上を歩行しようとしたところ、コンクリート床版の劣化で鉄板が浮き上がったことにより生じた隙間に足を挟まれ転倒し、負傷したもの

報 告 第 7 号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 6 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損害賠償額	458,810円
事件の概要	令和7年12月28日22時30分頃、姫路市夢前町古知之庄1106番地1の店舗駐車場において、本市消防自動車が駐車中の相手方小型乗用自動車に接触し、当該車両に損害を与えたもの

報 告 第 8 号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 7 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損 害 賠 償 額	96,126円
事 件 の 概 要	令和7年12月2日11時30分頃、姫路市野里581番1地先の国道312号と市道水上103号線との交差点において、本市軽貨物自動車と相手方普通乗用自動車とが衝突し、当該車両が損傷したものの

報 告 第 9 号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 9 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	道路事故
相 手 方	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
損害賠償額	349,208円
事件の概要	令和8年2月20日12時50分頃、相手方普通乗用自動車は姫路市飾磨区英賀宮台59番1地先の市道英賀53号線を走行中、同市道に繁茂してはみ出た樹木に接触し、当該車両が損傷したもの

報 告 第 10号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 10号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	自動車損傷事故
相 手 方	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
損害賠償額	650,000円
事件の概要	令和7年10月17日11時20分頃、姫路市網干区網干浜4番地1のエコパークあぼしにおいて、本市職員が操作する天井クレーンが相手方ごみ収集車に接触し、当該車両に損害を与えたもの

報 告 第 11号

令和 8年 6月 3日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 11号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
相 手 方	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
損害賠償額	693,000円
事件の概要	令和8年1月28日8時35分頃、姫路市夢前町菅生潤1068番地の相手方管理地において、本市ごみ収集車が相手方所有のカーポートに接触し、当該カーポートに損害を与えたもの